

ご意見記入用紙 別添

1. 日置市とほぼ同等面積の海域を、一企業が最大30年間占有することになる可能性があるのであれば、住民との丁寧な合意形成が必要
2. 吹上浜は日本三大砂丘の一つであり著名な眺望点である。配慮書ではそこに最大250メートルの風車が102基並んでも眺望に影響はない、としている。どう考えてもないわけがない。
3. さらにこれは、県の定める「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の「主要な眺望景観を阻害しないこと」項に抵触している
4. そもそも九電管内（九州）の電力需要は足りている
5. この風力発電所ができたからといって、原発が廃炉になるわけでもない（事業者が違うため）
6. そして、この風車の建設費用は再エネ賦課金が充てられるため、私たちの電気代の値上げが起こる可能性がある。現実には電気は足りていて、かつ一民間事業者の事業のために私たちの電気代が増しされる意味がわからない
7. 最後に、公開された配慮書はダウンロードとプリントアウトができないように細工がされていて、かつ本文にはコピー&ペーストであったり、文章の破綻であったり、書いている者が意味を理解していないであろう表記が目立ち、配慮書には重大な欠陥がある。これをもって「配慮書を広く一般に公開しています」という事業の進め方は、不誠実でありとうてい看過することはできない。